両国が、二千十一年十一月二十八日に署名された商用目的の数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書（以下「二千十一年の覚書」という。）に述べられたとおり、他方の国からの一時的な商用訪問者に対する入国査証の発給の円滑化に関する特定の措置を既に実施していることに留意し、

それぞれの国の法令に従い、二千十一年の覚書に述べられた措置に加え、日本国における短期滞在査証及びブラジル連邦共和国における観光査証に関する次の措置をとり及び維持する意図を考慮して、

次の共通の認識に到達した。

1 (a)　日本側は、日本国に入国することを希望するブラジル国民の訪問者であって、継続して九十日を超えない期間、一時的に滞在する意図を有するものに対して、日本側の定める条件により、最長三年間有効な数次入国査証を発給することができる。日本国における滞在期間の全体の長さは、日本国の法令に従い決定される。

(b)　ブラジル側は、ブラジルに入国することを希望する日本国民の訪問者であって、継続して九十日を超えない期間、一時的に滞在する意図を有するものに対して、ブラジル側の定める条件により、最長三年間有効な数次入国査証を発給することができる。ブラジルにおける滞在期間の全体の長さは、ブラジルの法令に従い決定される。

2　1に述べる措置は、それぞれの関係法令に従い、次に掲げる目的のために一方の国を訪問する他方の国の国民にのみ関連する。

観光

保養

スポーツ競技会及び芸術上の活動への参加

親族の訪問

会議、セミナー、講習及び会合への参加

その他の活動であって、日本国における短期滞在査証又はブラジルにおける観光査証の対象となるもの

3　双方は、申請日からできる限り速やかに当該査証申請を処理するよう努める。

4　前記の諸措置は、署名の日から三十日以内に開始される。

5　双方は、査証手続の更なる簡素化のための措置を検討するための協議を継続する。双方は、この覚書の実施に関する事情が変更される場合には、外交上の経路を通じ、速やかに他方の側に通報する。

二千十六年二月二日に東京で、日本語、ポルトガル語及び英語により、それぞれ原本二通に署名した。

日本国政府のために

武藤容治

ブラジル連邦共和国政府のために

アンドレ・アラーニャ・コヘーア・ド・ラーゴ

○財務省告示第五十八号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月八日

財務大臣　麻生　太郎

「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

○農林水産省告示第六百六十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年九月一日　第九号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ＩＭＯスイス株式会社　スイス　ヴァインフェルデン　ＣＨ八五七〇　ヴェストシュトラーセ五一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

スイス　ヴァインフェルデン　ＣＨ八五七〇　ヴェストシュトラーセ五一

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡天川村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奈良県吉野郡十津川村大字川津二五三・二五四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五一の一、二五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県南佐久郡北相木村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養